

Health Navi

秋 2016
September

HIS エイチ・アイ・エス健康保険組合
Love. Peace. TRAVEL

- 平成27年度決算報告
- 被扶養者の資格調査（検認）を実施します
- 被保険者及び被扶養配偶者の方は1年に1回健康診断を受診できます／生活習慣病を放置しておく…
- ジェネリック医薬品を利用しましょう！
- 接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはケガの場合だけです
- こころとからだの不安、まずはお電話ください
- 健保組合でもマイナンバーの利用が始まります
- 被扶養者資格確認チャート
- インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ
- 健保組合からのお知らせ
 - ・保険料率改定やカフェテリアポイントの調整を検討
 - ・健保事務所移転（10月5日より）

平成27年度 決算報告（公告第92号）

詳しくは当健保ホームページで

→ <http://hisenpo.or.jp>

平成28年7月15日に開催されました第30回組合会において、平成27年度の事業報告並びに決算報告につきまして承認されましたので、お知らせいたします。

平成27年度の決算概要

● 一般勘定

平成27年度は、保険料率を78/1000に据え置いた中での予算遂行でしたが、幸い大きな疾病による支出がなく、実質的な収支である経常収支は53,558千円の黒字となりました。しかし、保険給付費が毎年5～10%増加しており、今後、納付金が大幅に増加する見込みのため、加入者一人ひとりの健康維持がより一層重要となります。

◆決算内訳

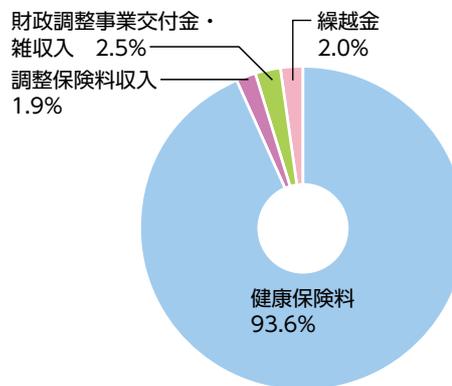
収 入		
科目	決算額 (千円)	被保険者 1人当たり額 (円)
健康保険料	1,866,555	304,843
調整保険料収入	37,089	6,057
財政調整事業交付金	21,665	3,538
雑収入等	28,264	4,617
繰越金	40,000	6,533
合計	1,993,573	325,588

支 出		
科目	決算額 (千円)	被保険者 1人当たり額 (円)
事務費	37,253	6,084
保険給付費	897,618	146,598
法定給付費	862,339	140,836
付加給付費	35,279	5,762
納付金	568,802	92,896
前期高齢者納付金	66,855	10,919
後期高齢者支援金	460,479	75,205
退職者給付拠出金等	41,468	6,771
保健事業費	358,316	58,520
還付金	28	4
財政調整事業拠出金	37,071	6,055
連合会費	924	151
その他	3	0
合計	1,900,015	310,308

◆決算の基礎数値	
被保険者数	6,123人
平均標準報酬月額	283,051円
総標準賞与額（年間合計）	4,252,797千円
保険料率	78/1000

●収入

財産からの繰入はありませんでした。



財政調整事業交付金…一定の支出額を超えた健保組合に健保連から支払われます

繰越金…前年度からの決算残金です

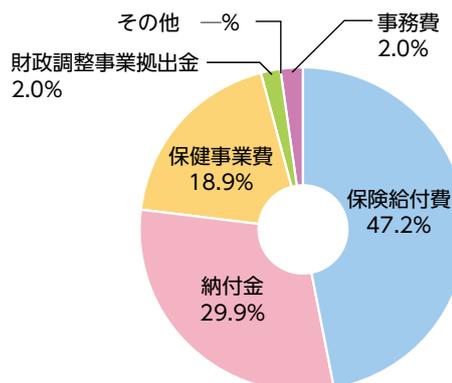
健康保険料…事業主と被保険者の皆様から折半して納めていただくものです

調整保険料…他の健保組合への交付金や助成金の原資となるものです

雑収入…預金利息や法定健診の事業所負担分の収入です

●支出

予算比97%（保険給付費97%、納付金100%、保健事業費101%）
また、対前年102%（保険給付費が約5%増）。



保険給付費…皆様の医療費、病気や出産で休業したときの支給分等です

納付金…高齢者や定年退職された方の医療費の分担金です

保健事業費…ドック等の健診補助及びカフェテリアプラン利用等の費用です

財政調整事業拠出金…調整保険料収入分。健保連に拠出します

事務費…健保組合の運営諸経費や職員の人件費等です

決算状況と決算残金処分内訳	
収支差引残高	93,557,803円
法定準備金	0円
別途積立金	63,541,053円
繰越金(平成28年度へ)	30,000,000円
財政調整事業繰越金	16,750円

一般勘定の収支は、93,558千円の黒字となりました。残金処分内訳は左表のとおりです。法定準備金への積み増しは、基準金額に達しており、0円です。繰越金の30,000千円は、平成28年度の収入不足を補うためのものです。法定準備金の累計額は、330,890千円(保有率179.76%)となりました。別途積立金は、本年度残金63,541千円を財産へ積立し、累計額は976,657千円となります。

● 介護勘定

◆決算の基礎数値	
介護保険第2号被保険者数	1,259人
介護保険第2号被保険者たる被保険者	980人
平均標準報酬月額	364,868円
保険料率	16/1000

保険料率：右肩上がりの納付金に対応するため、H26年度の13/1000から16/1000に引き上げました。

◆決算内訳

収 入		
科目	決算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
介護保険収入	84,065	85,781
その他	0	0
合計	84,065	85,781

支 出		
科目	決算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
介護納付金	73,111	74,603
その他	0	0
合計	73,111	74,603

決算状況と決算残金処分内訳	
収支差引残高	10,954,431円
準備金	10,954,431円
繰越金(平成28年度へ)	0円

平成27年度は、介護納付金増加のため、料率を13%から16%へ改定いたしました。改定要因は、40歳以上対象者の海外赴任者の増加及び40歳到達者の標準報酬月額の漸減傾向により、収入不足が生じているためです。残金は介護準備金として積み立てます。

平成27年度の事業概要(一般勘定)

- 保険給付において、法定給付及び付加給付(当健保組合独自の制度)とも前年度と同様に実施いたしました。
- 特定保健指導について、実施を希望した対象者に指導を行いました。また対象者に受診勧奨を行い、脱メタボ、重症化予防の取り組みを実施しました。
- カフェテリアメニュー以外の保健事業も下表のとおり例年と同様に実施いたしました。

カフェテリアプラン利用状況

- HIS旅行商品(1,217件)
- 健康関連商品(3,404件)
- 旅行・宿泊(国内)(997件)
- レジャーチケット(ディズニー他)(1,594件)
- 【H.I.S.スマ宿】ポイント補助申請(2,655件)
- メガネ・コンタクト及び関連商品(279件)
- マッサージ整体治療(123件)
- 健康食品・特定保健用食品(296件)
- 健康診断(オプションポイント利用)(983件)
- 自然食品(235件)等

カフェテリアプラン以外の保健事業

- 「健康保険のしおり」の改訂版の配付(主に新入社員)、ホームページによる情報提供
- 「カフェテリアプランご利用案内」の配布及び24,000ポイントの付与
- 育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」等の配付
- WEB医療費明細の通知
- 人間ドック(35歳以上の本人とその配偶者)《被保険者・被扶養者計2,154人》
- 生活習慣病健診(30歳以上の本人とその配偶者)《被保険者・被扶養者計1,122人》
- 簡易生活習慣病健診(30歳未満の本人とその配偶者)《被保険者・被扶養者計2,537人》
- インフルエンザ予防接種(被保険者・被扶養者計4,654人)
- 新規職場への「救急箱」の設置と救急医薬品の補充
- 24時間電話健康相談・メンタルヘルスの相談・医師の手配紹介のサービス実施《107人》
- メンタルヘルス研修(費用の一部負担)

被扶養者の資格調査(検認)を実施します

健保組合では、1年に1度健康保険の被扶養者の資格調査(以下、検認といいます)を法令に基づき実施しています。9月上旬に各事業所を通じて、対象となる方にご案内書面を配付しておりますので、ご確認のうえ必要書類のご提出をお願いいたします。

■ 対象となる方

- ①平成21年4月1日以降平成25年3月31日までに被扶養者に認定された方
 - ②平成26年4月1日以降平成27年3月31日までに被扶養者に認定された方
- ※23歳未満の子は調査対象外です。

■ 提出していただくもの

「被扶養者調査票」と「添付書類等」

■ 提出方法

同封の返信用封筒にて各事業所ご担当者(人事総務)あてにお送りください。

■ 締め切り：平成28年9月30日まで

被保険者及び被扶養配偶者の方は1年に1回健康診断を受診できます

配偶者等で当健保組合の保険証をお持ちの方は、被保険者と同様に健診が受けられます。特に40歳以上の方は、生活習慣病のリスクが高まっていく頃でもありますので、できるだけ受診するようにしてください。また結果表がご自宅に届いたら、ひととおり内容を確認し、要精密検査等の項目があった場合には、(3割負担で)専門医等の診察や検査を受けられることをお勧めします。

●健診の種類と受診資格

★受給資格年齢は年度末(3月31日)時点の年齢です。

○各医療機関と契約している基本健診コースについては、自己負担は一切ありません。

○オプション検査を希望する場合、各基本健診コース費用+オプション検査費用が補助額内(下表参照)までは健保組合が負担します。費用は医療機関により異なりますので、詳細は健保組合ホームページまたは予約時にご確認ください。

○補助額を超えるオプション検査費用は、現金またはカフェテリアポイントで支払うことが可能です。ポイント利用は、契約項目のみ可能で健保組合のホームページからの事前登録が必要です。

※医療機関により人間ドックに婦人科検査が含まれている場合と含まれていない場合がありますので、予約時にご確認ください。含まれていない場合は、オプション検査となり下表記載の補助額まで健保組合で負担します。

年 齢	基本健診コース	婦人科
29歳以下	簡易生活習慣病健診	—
30～34歳	生活習慣病健診 (+婦人科)	希望者
35歳以上	人間ドック	希望者*

●自己負担額の支払い

(1) 健診の種類ごとに、補助額の上限があります。

ただし、各医療機関の設定額が補助額を超える場合は、設定額まで補助します。

(2) 補助額を超えた分及びオプション検査は、すべて自己負担になります。

(3) 自己負担額は、カフェテリアポイントが利用できます。

注：オプション検査を受診当日に追加した場合は、ポイント利用ができませんので医療機関の窓口で現金による精算をお願いいたします。

種 類	補 助 額 オプション検査追加時
簡易生活習慣病	6,500円
生活習慣病(婦人科含む)	31,000円
人間ドック	60,000円

生活習慣病を放置しておく…

健診結果で「再検査」や「要受診」を放置していませんか？

●生活習慣病とは？

偏食、運動不足、喫煙、ストレス……。

生活習慣病はその名の通り、ふだんの生活習慣が、発症や進行に深く関わっています。

血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満(メタボリックシンドローム)などが代表的なものです。



脂質異常症

高血圧

糖尿病

肥満

※



●放っておくとどうなる？

「サイレントキラー」。糖尿病や脂質異常症、高血圧がそう呼ばれるのは自覚症状がないまま体の中で動脈硬化が進行するから。「自分は大丈夫」と自己判断で放っておくと、ある日突然、心筋梗塞や脳梗塞が起こり、取り返しのつかないことになりかねません。

定期的な健康診断をしっかり受け、自分のからだをしっかりと知ることが大切です。「再検査」や「要受診」があったら早めに医療機関にかかりましょう。



ジェネリック医薬品 を利用しましょう！

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるジェネリック医薬品は、効きめは新薬と同等ですが、開発費用がかからないため低価格。平均すると新薬の約半額ぐらいです。

生活習慣病など長期間継続して服用する薬をジェネリック医薬品にすると、家計も助かります。ぜひかかりつけ医や薬剤師に「ジェネリック医薬品になりますか?」と聞いてみましょう！

●薬を変えることに不安がある人は…

短期間だけジェネリックを使ってみるお試し調剤もできますので、薬局で相談してみましょう！



接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは ケガの場合だけです！

接骨院や整骨院で健康保険が使えるのは、外傷性のケガ（打撲、ねんざ、挫傷・肉離れ、脱臼、骨折）に限られます。なお、脱臼と骨折については、緊急時以外は医師の同意が必要です。

ご注意ください！

次のような場合健康保険の対象にはなりません！

- 日常生活による肩こりや腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- 加齢による痛み
- 神経痛やリウマチ、ヘルニア、五十肩などによる痛みやしびれ
- 脳疾患後遺症などの慢性の病気
- 整形外科などの医療機関で治療中のもの
- 工作中・通勤途中のケガ（労災保険の対象になります）



こころとからだの不安、 まずはお電話ください

プライバシーは厳守されます。
あわてて病院に駆け込む前に、
まずは電話で相談を！

無料

専用ダイヤル **0120-248-987**

ファミリー健康相談

被保険者とそのご家族が対象

24時間サービスの電話健康相談。
Webでの相談も受け付けます。

<https://familycare.sociohealth.co.jp/>



248987を入力してログイン

こころのWeb相談

被保険者と被扶養者が対象

職場の人間関係、子育ての悩み、
ストレスへの対処法などの相談をお受けします。

<https://www.mh-c.jp/>



248987を入力してログイン

（ベストドクターズ®・サービス 被保険者とそのご家族が対象）

三大疾病などにかかったとき、
専門医をご紹介します。

<免責事項> 本サービス（ファミリー健康相談およびベストドクターズ®・サービス）は利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること、および適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルス改善に役立ててもらうことが目的であり、当健康保険組合、および当健康保険組合が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設、ならびに医師情報を提供するベストドクターズ社（Best Doctors, Inc.）、ベストドクターズ社が案内した専門医、ならびに関係するスタッフ（以上を総称して「サービス関係者」という）は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

※ベストドクターズはBest Doctors, Inc.の登録商標です。

平成29年1月から 健保組合でも マイナンバーの利用が始まります



今年初めから、雇用保険や税の分野などで利用が開始されているマイナンバー。今後健保組合でも、利用が予定されています。

提出書類にマイナンバーの記載が必要に

事業主やみなさんが健保組合に提出する届出のうち、マイナンバーの記載が必要になるのは、

- ◆ 被保険者資格取得届
- ◆ 被保険者資格喪失届
- ◆ 被扶養者（異動）届
- ◆ 傷病手当金の支給の申請
- ◆ 出産一時金の支給の申請
- ◆ 限度額適用認定の申請

などです。

平成29年1月からマイナンバーの記載開始が予定されています。

平成28年12月まではマイナンバーが記載されていない添付書類（住民票等）が必要です、ご注意ください。

マイナンバー制度とは？

国民一人ひとりに割り振られた番号で、複数の機関にある個人の情報を同一人の情報として結び付けられるようにする制度です。

- 対象…社会保障、税、災害対策の3分野のみ
- 個人番号（マイナンバー、12桁）…市区町村長が通知カードにより本人に通知
- * 法人番号…国税庁長官が法人番号（13桁）を指定し通知
- 個人番号カード…申請すると市区町村長から交付される（顔写真付き）

マイナンバー利用の流れ（例）



◆任意継続被保険者（その被扶養者を含む）の方は、事業所を通さずに直接健保組合にご提供いただくことになります。

情報連携が進み、より便利に

今後は顔写真付きの「個人番号カード」に保険証の機能（受診時のオンライン資格確認）の付加、各種社会保険料の支払い状況や行政が持っている個人の情報を確認できる「マイナポータル（情報提供等記録開示システム）」の運用開始などが予定されています。

今後の予定

平成29年7月以降

平成30年以降

個人番号カード

医療保険のオンライン資格確認システム整備



保険証としての利用（平成30年4月目途）

マイナポータル

マイナポータルの構築

マイナポータルの運用開始

- 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化
- 税・社会保険料のクレジットカード納付 など

*平成30年を目途に特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に

個人情報きちんと保護されます マイナンバーの取り扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています

- 法令で定められた場合以外取得できません …… 利用目的をきちんと明示し、取得時の本人確認は厳格に行います。
- 利用目的以外の利用・提供はできません …… マイナンバーを社員番号や顧客管理番号として使用することは禁じられています。
- マイナンバーは必要な場合以外保管できません …… 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

被扶養者資格確認チャート

近年、当健保組合では、被扶養者が右肩上がりに伸びています。また対象となる事例も、「結婚」や「出産」したときだけでなく、多様化してきております。そこで、被扶養者資格確認チャートを作成しました。スタートから順に「はい」・「いいえ」に従って進んでいくと、資格の有無が確認できます。なお最終的な判断につきましては、実際に申請書を提出いただいた際の添付書類を確認した上で行います。予めご了承ください。

被扶養者資格チェック表

●あなた → 被保険者 ●その家族 → 被扶養者認定を申請する方

スタート

その家族は、あなたの直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、弟妹*の何れかにあたりますか？

はい ○ ※10月からは
兄弟も対象
となります

いいえ ×

1 その家族は、あなたの三親等内の親族、内縁関係の配偶者（配偶者が死亡後も含みます）の父母及び子の何れかにあたりますか？

2 あなたはその家族と「同居」していますか？

2 あなたはその家族と「同居」していますか？

3 あなたはその家族と「家計」を共にしていますか？

4 その家族の年収はあなたの年収の半分未満ですか？

7 あなたはその家族の平均月収と同額以上の金額を毎月送金していますか？

5 その家族の年収総額（所得税の非課税分を含みます）は、年収限度額である130万円未満（年齢60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）ですか？

6 その家族の生計は、主としてあなたの収入によって維持されていますか？

その家族は被扶養者資格がありません

7 あなたはご自身の年収等からみて、その家族の生計を継続的に「主として」維持していく能力をお持ちですか？（複数の被扶養者をお持ちになっている場合も含みます）

その家族は被扶養者資格がある可能性があります。
必要書類を事業主経由で提出いただければ認定の適否について、判断します。

今年も実施します！

インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ

予防接種は、インフルエンザに感染しにくくなるだけでなく、発症しても重症化を防ぐことができます。

- 対象者：被保険者・被扶養者（接種時点の有資格者）
- 接種期間：平成28年10月～12月末までに接種
- 補助額・回数：1人1回、1人3,500円までの実費（3,501円以上の場合は3,500円）
※お子さまなど複数回の接種を設定されている医療機関で、1回目が3,500円未満の場合は、すべての接種が終了した後で申請してください。
※経鼻インフルエンザ生ワクチンは補助対象外です。
- 申請手続：予防接種を受け、費用支払い後、次の①②を提出。

- ①領収書（原本）
※接種者氏名・接種日・医療機関名称・費用・インフルエンザ予防接種代である旨が明記されていること。
- ②インフルエンザ予防接種補助金申請書（健保組合ホームページからダウンロード）
- 申請期限：平成29年1月13日までに健保組合必着
- 提出先：事業所（会社）総務人事担当者（お早めにご提出ください）
- 支払方法：会社経由で給与を通してお振込み（原則申請翌月の給与）

健保組合からのお知らせ

事務所移転 新住所：東京都新宿区西新宿6-2-18 SKビル9階
TEL.03-6872-5511 『10月5日（水）より』

①次年度以降、高齢者医療の増加による国への納付金大幅増に対応するため保険料率改定やカフェテリアポイントの調整など財政に見合った制度へ見直す方向で検討することが組合会で決定しました。

②経費節減のため、健保事務所移転致します。移転に伴い保険証カードへの新住所電話番号のシールの貼り付けをお願いいたします。住所電話番号修正シールは、10月中旬頃に各事業所（各部署）へ配布予定となります。届きましたら保険証への貼り付けのご協力をお願いいたします。